

こども園の概要

施設の種別	幼保連携型認定こども園		
施設名	新甲東保育園		
運営法人名	社会福祉法人 阪急福祉会		
施設の所在地	西宮市門戸東町3-15		
施設の電話・FAX番号	(0798) 57-5235・57-5236		
メールアドレス	shinkoto@hankyu.or.jp		
ホームページアドレス	http://shinkoto.hankyu.or.jp/		
代表者名	理事長 松本 千歳		
施設の管理者(職名)	園長 松本 千歳		
保育園認可日	平成13年4月1日		
開園年月日	令和5年4月1日		
建物面積、園庭面積等			
敷地面積	1214.37㎡		
建物面積	1010.29㎡		
建物構造	鉄筋コンクリート3階造 耐火建築物		
園庭面積	428.8㎡		
施設の内容			
ほふく室：1	乳児室：2	保育室：4	遊戯室：1
調理室：1	沐浴室：1	調乳室：1	保健室：1
事務室：1	トイレ：6	大人用トイレ：3	

提供する保育サービス

延長保育・あゆみ保育(障害児保育)・一時預り保育・地域子育て支援事業(園庭開放すくすく子育て教室)・子育て相談など

認定別利用定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				1	1	1	3
2号				17	17	17	51
3号	9	15	15				39
合計	9	15	15	18	18	18	93

教育・保育等の内容

施設の開園時間 7:00~19:00

教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し当該認定における教育・保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

教育・保育を提供する日

1号認定（満3歳児以上）

祝日を除いた月曜日から金曜日まで。ただし、夏季（7/21～8/31）、冬季（12/25～1/9）、春季（3/25～4/6）、開園記念日（5月1日）および、災害等やむを得ない事情がある場合を除く。

2号認定（満3歳児以上）

月曜日から土曜日までの保育対象日および教育標準時間対象日。ただし、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始の期間（12/29～1/3）、災害等やむを得ない事情がある場合を除く。

3号認定（満0～2歳児）

月曜日から土曜日までの保育対象日。ただし、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始の期間（12/29～1/3）、保護者のどなたかがお休みの日、災害等やむを得ない事情がある場合を除く。

教育・保育を提供する時間

教育標準時間（1・2号認定が対象）

平日の9時00分から13時00分（4時間）

保育標準時間（2号認定が対象）

7時00分から18時00分内の保育許可時間。（保育対象日のみ）

保育標準時間（3号認定が対象）

7時00分から18時00分内の保育許可時間。（保育対象日のみ）

保育短時間認定（2・3号認定が対象）

8時30分から16時30分の保育許可時間内。

教育・保育理念、教育・保育方針

児童の人権や主体性を尊重し、子どもの最善の幸せの為、保護者や地域社会と力をあわせ、児童の教育・福祉の増進に寄与する。

- 1、子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の元、家庭養育の補完をする。
- 2、自主性や自発性が養われ、思いやりや優しい心が育つよう援助する。
- 3、わらべうた遊びや伝承文化を大切にする。
- 4、豊かな人間性をもった子どもを育成する。
- 5、立腰保育で子どものやる気を育てる。

職員の体制

職種別の職員数（資格所有者数）

園長	常勤	1名
副園長	常勤	1名

主幹保育教諭	常勤	1名
副主幹保育教諭	常勤	1名
保育教諭	常勤・非常勤	21名
栄養士および調理員	常勤・非常勤	4名
学校医および薬剤師	非常勤	5名

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、員数は入園人数により変動することがある。

保育対象日（2・3号認定）

保護者の方が西宮市に提出された「勤務証明書」（労働基準法が順守されている、またはそれに相当すると園が判断をした勤務証明およびシフト表）を基に、こども園が保護者に代わって保育する日です。対象日以外は、ご家庭での保育になります。（但し行事日等は除く）

尚、保護者の体調不良、付き添いや看病など、特別に保育が必要な場合は、職員にご相談の上、「保育許可時間外保育申請書」を提出してください。

保育許可時間（2・3号認定）

保育対象日と同じく「勤務証明書」を基に、通勤時間などを加算して園で保育が必要と認定した時間です。

日々の登園、お迎えの時間が決定する基本の時間となります。保護者が両親の場合は、どちらかの短い時間を基準とします。例えば、勤務証明時間と通勤時間などを足した時間が父親8時、母親が8時30分の場合、母親を基準として認定します。シフト勤務など、月や曜日によって勤務時間が変わる場合は、毎月25日までに次月の勤務がわかる書類を提出してください。シフト等で昼からのお仕事の場合は、乳児9：15、幼児9：00からになります。（但し行事日を除く）

皆様の保育許可時間を基に保育教諭の配置を行っております。万一、残業等で、保育許可時間を超えての保育が必要な場合は、「保育許可時間外保育申請書」を提出してください。

月極延長保育と許可時間外に伴う保護者負担（2・3号認定）

月極延長保育（保護者が一人でも、お仕事がお休みの時は利用できません）

定員制の月固定額による延長保育です。Ⅰ～Ⅳ型があります。就労時間をもとにした保育許可時間が、常時18時以降になる場合など、こども園が必要であると認めた場合のみ、月極延長保育の申請書をお渡しします。必要な場合は申請を行って下さい。毎月初めに徴収袋をお渡しいたしますので10日までに納入してください。尚、保育料は1ヶ月単位ですので日割り計算は致しません。（クラス閉鎖等も含む）

また、産休、育休など就労が伴わない期間は適用されません。

月極延長保育Ⅰ型

費用・・・4,000円/月固定額

時間・・・月～土曜日、18：01～18：15間の保育許可時間内

月極延長保育Ⅱ型

費用・・・5,000円/月固定額
時間・・・月～土曜日、18:01～18:30間の保育許可時間内
月極延長保育Ⅲ型

費用・・・6,000円/月固定額
時間・・・月～土曜日、18:01～18:45間の保育許可時間内
月極延長保育Ⅳ型

費用・・・7,000円/月固定額
時間・・・月～土曜日、18:01～19:00間の保育許可時間内

許可時間外（有料時間枠が対象になります）

費用・・・300円/15分毎
教育標準時間認定者・・・7:00～8:59 および 13:01～19:00
保育短時間認定者・・・7:00～8:29 および 16:31～19:00
保育標準時間認定者・・・18:01以降または
各月極終了時間以降 15分毎

開園時間外の遅刻

費用・・・2,000円/15分毎
時間・・・19:01から

ご注意頂きたいこと

- ・ 登園およびお迎え時、保育教諭の指示でICカードを打刻してください。
- ・ 登降園管理システム（チャッピー）の打刻時間で遅刻等を管理します。降園時の打刻を忘れた場合、最大19時までの費用が発生する場合がございます。お気を付けてください。
- ・ ICカードを忘れた場合など、職員が代わりに打刻は致しません。必ず保護者が職員に確認後、所定の場所で手入力してください。
- ・ 月極延長保育認定希望者の保育許可時間が、常時18時を越えない場合は、申請が出来ません。
- ・ 勤務証明書等の変更がない場合は、年度末までを期間とします。
- ・ 勤務証明書やシフト勤務表等、必要書類の提出が無い、申請内容が実態と相違があるなどの書類上の不備があった場合、児童にとって支障が認められる場合などは、月極延長保育の使用を即座に中止します。
- ・ 予め申し込みがあった許可時間外保育が必要ではなくなり、当日16:45までに連絡いただけない場合は、申請代金を請求します。

利用料等

保育にかかる利用者負担金は、西宮市が定める利用料となります。（「3歳児クラス以上」及び「0歳児から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

尚、月途中退園、災害等の内閣総理大臣が定める場合は、日割り計算を行います。

支払方法

利用料は原則、保護者口座より次月10日に毎月口座普振替で徴収します。

その他実費徴収分

給食費（主・副食費、3歳児以上、月額） 6,500円

日本スポーツ振興センター共済掛金（年額） 200円

保育教材費一覧（年齢により異なります）

おたよりばさみ	450円	カラー帽子	1,050円
お道具箱	600円	のり	100円
はさみ	550円	粘土	400円
粘土ケース	400円	クレパス	650円
なわとび	500円	体操ズボン	2,000円
鍵盤ハーモニカパイプ	550円	12色サインペン	550円
自由画帳（2冊目から）	250円		

利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】西宮市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当園に入園する時は、当園の定める所定の手続きを要する。 ・1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合、施設の管理者が定めた選考を行う。 ・2号認定子ども及び3号認定については、西宮市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。 ・前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支援認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

気象および地震警報に伴う対応について

午前7時の時点で、西宮市に特別警報および自治体より、該当地に警戒レベル3以上が発令されている場合は、こども園は休園となります。警戒レベル2以下の場合、原則開園していますが、状況に応じて登園の判断をお願いします。

- ・ 警報発令時は、気象状況によってはこども園からお迎えをお願いする場合があります。

りますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。

- ・ 災害等によって電気・水道・ガスなどのライフラインに相当な被害が予想される場合は、保育に支障をきたすため、休園とします。
- ・ 施設周辺およびそれに相当する公共交通機関や道路などのインフラに問題が起こった場合は、児童および保育教諭の登園時の安全性と保育教諭が出退勤できない事による保育の安全性等を考慮し休園とします。
- ・ 保育時間中に警戒レベル3以上が該当地域に発令された場合は速やかにお迎えに来てください。

特別警報についての対応

- ・ 午前7時時点で「特別警報」が発令されている場合は、「休園」となります。
- ・ 7時以降「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。
- ・ 震度6弱以上の大きさの地震動が発生、および予想される場合も「特別警報」と同様に対応します。

※「特別警報」が発表された場合、当該地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

緊急避難時の対応

当園の緊急時避難場所は、甲東小学校（神呪町3-33）です。警戒レベル3以上で避難を開始します。お迎えは緊急避難場所へお越しください。緊急避難時はよい子ネットでお知らせします。

守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- ・ こども園が知りうる個人情報（園児名・生年月日・保護者名等）は、保育全般に必要な範囲で使用します。
- ・ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- ・ 緊急時の連絡に当たり、勤務先に園名を告げて電話をさせていただきます。
- ・ 緊急時には、病院・警察・保険申請等の関係機関へ、園児名、生年月日、保護者氏名、住所、電話番号を知らせます。
- ・ 緊急で医療機関を受診が必要、かつ保護者の同伴が不可能と判断した場合は、園長又は園長が指示した保育教諭が引率し受診します。また、受診処置に当たり診断内容や検査結果の情報を、園長又は園長が指示した保育教諭が受ける事があります。
- ・ 卒園児を小学校へ送り出すにあたり、育ちを連続して引き継いでいくための情報を、各小学校に伝達します。
- ・ 保育活動及び記録に必要な写真撮影、販売のための写真の展示、また、ホームページや園パンフレットなどに写真を掲載することがあります。

服 装

- ・ ひっかけ防止のため、家庭にて爪は短く切って来てください。また、髪の毛が長い場合は、束ねてください。（ゴム飾りは布製で壊れないものとし、ピン止め、カチューシャはやめてください）

- ・ 活動しやすく実用的で汚れや色落ちをしてもいい服装(なるべくシンプルなもの)で、汗をよく吸い取る身体にあった物を着せて下さい。(綿製品が最適です。)
- ・ 朝夕の気温の変化や運動などの為に園で調節ができますよう予備を用意して下さい。
- ・ くつは、足に合った歩きやすい運動靴をはかせて下さい。
- ・ やむを得ず目印として鞆にキーホルダー付ける場合は、破損しにくい紛失しても良いものを、1つだけにして下さい。
- ・ フード付き上着の着用は禁止です。それ以外の服装でお越しく下さい。

ならし保育

- ・ 新入園児は、新しい環境に早くなれる為、又、子どもの心身の負担を軽くする為に「ならし保育」期間があります。
- ・ 幼児組（3歳児以上児）の場合、子どもの状態によって1週間程度のならし期間を設けています。
- ・ 乳児組（3歳児未満児）の場合は、子どもの状態によって10日前後のならし期間を設けています。
- ・ 土曜日のならし保育は実施しません。

朝夕送迎の注意点

- ・ 感染症予防のため、送迎時にまずは親子で手洗いを必ずして下さい。
- ・ 送迎は全て、こども園が許可している保育許可時間内で完了して下さい。許可時間より早い登園や、遅いお迎えにならないようにして下さい。
- ・ 習慣になるように、保護者が各クラスの担当保育教諭に子どもと一緒に挨拶をして下さい。その後、保育教諭が視診、検温、場合により触診を行ってから受け入れとなります。
- ・ 病児保育を行っておりません。ご家庭でも視診・検温を行い、健康な状態で登園するように心掛けてください。また、元気な場合でも、前日に発熱・吐き気・嘔吐・下痢・腹痛などの症状があった場合は、登園前に病院で受診して下さい。
- ・ 遅れて登園された場合、園外保育を行っていることがあります。お手数ですが、保護者の方が園外保育先までお連れください。
- ・ 車で送迎される場合は、近所にご迷惑をかけることとなりますので、近くの有料パーキングに駐車してからお越し下さい。また、園向かい側のマンション駐車場でのUターンは、絶対にしないで下さい。隣接している道路は駐車禁止です。停車は近隣に迷惑が掛からないように十分な配慮をお願いします。
- ・ 朝夕とも、自宅および勤務先からどこにも立ち寄らず、最短ルートで登降園をして下さい。自転車を取りに帰るなどの理由では、許可時間の延長は一切行いません。
- ・ 給食費、延長代金、教材費などは、必ず朝の登園時に保護者の方が保育教諭に直接お渡し下さい。
- ・ 平日は朝9時15分頃から午後3時頃と午後6時から午後7時まで、土曜日は終日、安全管理上玄関ドアは施錠しています。
上記時間帯はインターホンを押して呼び出してください。
- ・ 登降園時は、必ず保育士の指示のもと、保護者の方が、ICカードを所定の機械

にかざしてください。

- ・ IC カードの打刻状況は、出席確認と登降園の時間管理としてデータを使用します。
- ・ 降園の準備等は、お子さんのお迎えを終わらせてからにしてください。
- ・ お迎えの完了時間は、施設内に入った時間ではなく、クラスの担当保育教諭のもとへお子さんをお迎えに来られた後、IC カードを打刻した時間です。完了時間をもとに遅刻等の対応となります。
- ・ 迎えの時間が早くなったり遅れたりする場合や、あらかじめ連絡表に記入された以外の方（必ず成人の方をお願いします）が来られる場合は、前もってご連絡下さい。
- ・ 自転車、単車は南園庭門前または北側の所定場所に停めて下さい。置いたままの出勤および帰宅はおやめください。
- ・ ベビーカーは、駐車スペース内（玄関横木枠）に入らない場合、お持ち帰り下さい。また保育終了後は、必ずお持ち帰り下さい。
- ・ お迎え後は、安全管理上お子様から目を離さず、ただちにお帰り下さい。

給食

園内の調理室で調理を行い、提供します。主食（ご飯、パン又は麺類）副食（おかず）、汁物、間食（おやつ）牛乳です。担当栄養士が栄養バランスや季節感を考慮し、多様な食材を取り入れた献立を毎日提供いたします。おやつは市販品を少なくし、週4回程度は手作りの物を提供しています。行事食、お誕生日会などの特別メニューを毎月実施、食材展示やクッキング等の食育も行っています。また、「献立表」「給食だより」を毎月発行いたします。ご家庭での献立にご利用下さい。

- ・ 幼児組（3歳児以上）は、毎月、主食費 1,200 円、副食費 5,300 円の計 6,500 円を実費徴収します。
尚、災害等、やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育が提供されない場合は、日割り計算を行います。
- ・ お子さんが一度も食した事のない食材は、給食で提供を受けるまでに、必ずご家庭で食し、アレルギー等がないか、安全性を確認してください。
- ・ 衛生管理上、給食の提供は 12 時で終了です。それ以後の提供はできません。
お預かり時間によっては、給食の提供がない場合もあります。
- ・ 月極延長保育または、当日の 16:45 までに連絡をいただいた許可時間外保育の児童には、費用内で延長のおやつを提供します。
- ・ アレルギー除去食は、完全除去での対応となります。対象は医師の証明がある除去食品のみです。個人的な希望はお聞きできません。
- ・ アレルギーに対し嚴重な除去対応が必要な場合は、お弁当の対応になります。

保育中のけが

- ・ 児童の安全については、職員一同万全を期していますが集団生活でもあり、不測の事故がおこる場合もありますので、ご了承ください。入園と同時に日本スポーツ振興センターの保険に加入します。（一部保護者負担になります）
- ・ 万一、けがをした場合は速やかに応急処置をし、医師の治療が必要と判断した場合は保護者に連絡後、診断を受けます。受診後の経過についても保護者にご連絡をいたします。（治療中は保護者の保険証を使用し、完治後、日本スポーツ

振興センター規定の保険料が給付されます。)尚、治療中の送迎は保護者の方でお願いします。

健康状態について

- ・ 本園は病児保育を行っておりません。集団生活が可能な状態で登園してください。
- ・ 感染症は集団生活での感染拡大防止のため、必ず完治するまで休んで下さい。完治後の登園には、所定の登園可能証明書もしくは登園届（当園ウェブサイトよりダウンロード可能）を提出して下さい。別紙一覧以外の感染症も、同様の扱いになります。
- ・ 登園時に熱のある場合（微熱も含む）や、視診で異常を確認した時は、お預かりする事が出来ません。
- ・ 登園後に発熱（38.0℃以上）した場合、または、発熱がない場合でも発疹や嘔吐下痢、咳などの風邪の症状がある場合は、他児への感染を防ぐため早急のお迎えをお願いします。お迎え後、必ず医師に感染症かどうかの受診をお願いします。
- ・ 前日に、発熱や健康不良があった場合、医師に受診後、集団生活が可能かを確認して登園してください。その他コロナ感染症に関する内容については、西宮市からの情報を基準といたします。
- ・ 他児の衣類に、嘔吐物、便や尿がかかってしまった場合は、感染の恐れがあると判断し、嘔吐下痢を発症しているお子さんの家庭で洗濯をして頂きます。またその際、85℃以上の温度で1分間以上の加熱をお願いします。
- ・ アレルギー症状が出た場合、確認のため、まず「こども園におけるアレルギー疾患生活管理表」を受診のうえ提出してください。その後、最低年1回は「アレルギー除去連絡票」で医師の指示を確認後、こども園に提出してください。

こども園でのお薬

原則こども園での与薬は行っておりません。薬は「朝夕の2回」又は「朝・帰ってから・寝る前の3回」にできないか、医師に相談してください。集団保育での与薬です。誤薬は命にもかかりますので、ご理解ご協力をお願いします。また、一部の病気でやむを得ず園での与薬が必要な場合は、保護者からの依頼のもと、養護養育の範囲内で与薬を行います。診察した医師が処方した薬のみとし、市販薬や解熱剤、保護者の個人的判断によるものには対応出来ません。（西宮市保健衛生ハンドブックより）

- ・ 薬を持参される場合は、与薬依頼票（当園HPよりダウンロード可能）に組、氏名、投与時間などをはっきりと書いて、保育教諭に直接渡して下さい。
- ・ 薬は1回分ずつに分けて下さい。粉薬、水薬を問わず必ず氏名を明記してください。また、水薬は小さい容器に1回分ずつ分けてお持ち下さい。
- ・ 坐薬は、別の申請書等が必要になりますので、保育教諭までご相談下さい。
- ・ 保湿や傷用等の軟膏につきましては、保育中の塗布は行いません。
- ・ 吸入、ホクナリンテープ（気管支拡張剤）他の貼りはがし等の医療行為全般は、一切禁止されています。こども園での実施はできません。医師の指示のもと保護者の方が行って下さい。

嘱託医

- 内 科 大谷クリニック（段上町 1-7-8）
Tel 51-0100
- 外 科 天野整形外科（門戸荘 12-23）
Tel 52-1071
- 歯 科 天羽歯科クリニック（松籟荘 11-22）
Tel 53-8007
- 耳 鼻 科 森耳鼻科医院（甲東園 1-6-27）
Tel 52-3387
- 眼 科 森眼科医院（甲東園 1-6-27）
Tel 57-2460
- 薬 剤 師 岡本 香絵（池田町 13-2）
Tel 26-2410

管轄署

- 消 防 署 甲東消防分署（上ヶ原一番町 1-64）
Tel 54-0119
- 警 察 署 西宮警察署（津田町 3-3）
Tel 34-0110

安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、こども園が、市、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

虐待防止のための措置

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、子どものしつけに際して身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）や精神的苦痛（暴言等）を与えるような関りは「虐待」となり、虐待を受けたと疑われる場合は、当こども園は市へ報告する義務があります。

また、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に実施しています。

よい子ネット

「よい子ネット」とは、こども園と保護者を結ぶネットワークとして、防犯・防災などの緊急のお知らせに活用できる携帯電話・パソコンの連絡ツールとなっています。

当園ではよい子ネットを使って連絡する場合があります。保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法につきましては、<http://yoiko-net.jp> またはQRコードより登録したいこども園にアクセスしてください。



※登録無料、別途通信料がかかります。

その他

- ・ 保護者等の勤務地や休日、就業時間など、勤務状況が変わった場合や電話番号や住所など家庭状況に変化があった場合は、ただちに担任までお知らせ下さい。
- ・ 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は書類を提出してください。（園に提出の場合は変更月前月の20日、市役所に提出の場合は変更月前月の25日まで）
- ・ トラブルの原因になりますので、家庭から玩具、絵本、食べ物などは持ってこないで下さい。
- ・ おたよりやお知らせは、主にプリントで行います。毎日連絡ポケットや連絡表を見て下さい。
- ・ 保育中の伝言はお受けしますが、原則として指名電話はご遠慮下さい。緊急連絡先（携帯電話など）は、いつも繋がるようにしておいて下さい。体調の変化、その他緊急の場合は保護者の方に連絡をしますので、必ずお迎えが可能な状態にしておいてください。
- ・ 疾病時や遅刻、出張の場合も含み、適正な時間内で保護者のお迎えが間に合わない可能性のある場合は、近くの親戚やファミリーサポートの登録など、予め代理人への依頼をお願いします。（代理人は成人に限ります）
- ・ 緊急時の対応については、（災害等による休園や運動会の中止など）よい子ネットでお知らせします。また、状況に応じて電話で連絡する場合があります。
- ・ 次世代を担う人材の育成を願い、また地域とのつながりを重視し、実習生およびトライやるウィークの受け入れを行います。
- ・ 年間行事の日程については、別紙を参照してください。
- ・ 保育教育課程については、園だよりおよびクラスだよりを参照してください。
- ・ 転園や退園の予定がある場合は、事実が決定次第、速やかに園へご連絡ください。
- ・ 1、3号認定の児童は、年間予定表に記載されている行事に関して、お休みの場合でも、行事開始時間に合わせて登園していただけます。保育対象日および保育許可時間以外の行事は、終了後、直ちにお迎えをお願いします。
- ・ 登降園システム（チャッピー）のICカードは、再発行に時間がかかりますので、紛失しないようにお気を付けてください。

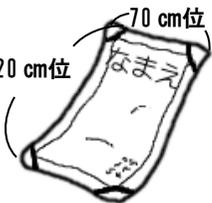
こども園の生活

1日の生活プログラム

※乳児の生活は担任が園児個人の生活リズムに合わせて保育を進めていきます。

	0歳 もも	1・2歳児 ちゅうりっぷ すみれ	3歳以上 たんぽぽ・ぞう きりん	教育標準時間 3歳児以上
7:00	順次登園	順次登園	順次登園	登園 自由活動 朝のあつまり 設定活動
8:30	水分補給	自由活動	自由活動	
9:00	自由活動	排泄		
	午前睡	水分補給		
10:00		朝のあつまり	朝のあつまり	
		設定保育	設定保育	
	離乳食			
11:00	順次午睡	給食		
12:00		順次午睡	給食	
13:00			午睡	
14:00				降園
	起床			
15:00	おやつ	起床	起床	
	あそび	おやつ	おやつ	
16:00		夕方のあつま り	夕方のあつま り	
	順次降園	自由活動	自由活動	
		順次降園	順次降園	
19:00	閉園			

持ち物について

0 歳 もも	1 歳 ちゅうりっぷ	2 歳 すみれ	3・4・5 歳 たんぽぽ・ぞう・きりん
肌着 3枚 Tシャツ 4枚 ズボン 4枚 おしりナップ オムツ 〔布オムツ 10枚 オムツカバー5枚 又は 〔紙オムツ 6~8枚 体拭きタオル 1枚 エプロン 3枚 (延長児は 4枚) 口拭きタオル 3枚 (延長児は 4枚) 手拭きタオル 1枚 スーパーの袋大 3枚 ビニール袋 3枚 32×32 センチ程度 のタオル 1枚	肌着 3枚 Tシャツ 4枚 ズボン 4枚 おしりナップ 〔布オムツ 10枚 オムツカバー5枚 又は 〔紙パンツ 6~8枚 体拭きタオル 1枚 エプロン 3枚 (延長児は 4枚) 口拭きタオル 3枚 (延長児は 4枚) 手拭きタオル 1枚 スーパーの袋大 3枚 ビニール袋 3枚 32×32 センチ程度 のタオル 2枚	肌着 2枚 Tシャツ 2枚 ズボン 2枚 パンツ 3枚 おしりナップ 〔布オムツ 5組 オムツカバー 又は 〔紙パンツ 5枚 体拭きタオル 1枚 エプロン 1枚 口拭きタオル 3枚 (延長児は 4枚) 手拭きタオル 1枚 スーパーの袋大 3枚 ビニール袋 3枚 32×32 センチ程度 のタオル 2枚	肌着 Tシャツ ズボン パンツ 体拭きタオル 1枚 手拭きタオル 1枚 スーパーの袋大 2枚 (汚れもの入れ) 通園リュック お箸・箸箱 (歯ブラシ) コップ 巾着袋 1つ (箸・歯ブラシ・コッ プが入るもの) ハンカチ
こども園のものを使用 して頂きます。 (歩行が安定してきた ら簡易ベッドに移りま す)	タオルケット 2枚 (それにかわるもの、バスタオル 2枚でも可、 冬は厚手のものを持ってきてください) <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> 太めのゴムバンドを付けて ください。 ベットシートとして使います。 0・1 歳児は 100×54 cm に なります		
園庭用運動靴 1 足 (サイズに合った、脱ぎ履きしやすいもので足首までの靴、ひも靴は、避けてく ださい)、靴下			
帽子 1 個 (0 歳 ~ 2 歳) サイズに合った、洗濯のできる綿製品 できればキャップ型でないもの。あごひも用のゴムを付けてください。			

★すべての持ち物に名前をはっきりと書いてください

感染症について

「保育所における保健衛生ハンドブック令和4年度版」に従い、以下の感染症については、園指定の登園可能証明書または登園届の提出が必要です。登園可能日当日の受け入れ時に職員へ直接お渡しください。

① 医師が証明し記入した「登園可能証明書」が必要な感染症

病名	主な症状	留意点	登園のめやす (主治医指示)
麻疹 (はしか)	発症初期には高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに等の症状がみられる。一度発熱は下降するが、再び上昇し、口内に白いぶつぶつ、顔や顎に赤みの強い発疹が出る。	空気感染するなど感染力が非常に強い。 脳炎、中耳炎、肺炎、熱性けいれん等、合併症に注意する。	解熱後、3日を経過していること。
風疹	紅斑が顔や頭部に出て全身へ拡大する。発熱やリンパ節腫脹、悪寒、倦怠感、結膜充血を伴うことがある。	妊娠前半期の妊婦がかかると、出生児に障害を起こす可能性があるため注意する。	16～18日程度の感染期間がある。発疹が消失していること。
水痘 (みずぼうそう)	発疹は全身にでる。 紅斑、水泡、かさぶたの順に変化する、かゆみ強い。	空気感染するなど感染力が非常に強い。 免疫がない場合は、ほぼ100%感染する。	全ての発疹がかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱、片方もしくは両方の唾液腺(耳下腺、顎下腺、舌下腺)が腫れ、痛みを伴う	唾液中にウイルスが排泄される。 髄膜炎や難聴に注意する。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が出現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な微熱、咳、食欲不振、顔色の悪さがみられる。金が血液を介して全身に散布されると重症化する。	発症者が出た場合、保健所および嘱託医と連携を取り、感染拡大防止に努める。	医師において感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎が主な症状。	飛沫および接触感染で感染。便中にアデノウイルスが排出される。	発熱、充血等主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。幼児の場合は、目に幕が張ることもある。	飛沫および接触感染で感染する。プールで感染する場合がある。	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	コンコンと咳き込んだ後、ヒューと笛を吹くような音を立てて息を吸い込む特有な咳が長期間続く。	無呼吸発作などの合併症も起こしやすく、突然死の一因と考えられている。	特有の咳が消失していること、又は抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、結膜の充血、結膜下出血、目やに、角膜の混濁等がみられる。	洗面具やタオルの共用禁止。	医師において感染のおそれがないと認められていること。

腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	水様下痢便や腹痛、血便がみられる。意識障害を来す溶結性尿毒症症候群を合併し重症化する場合がある。	夏に流行がみられる。経口、接触感染を防ぐため食品の十分な加熱、手洗いの徹底を行う。	医師において感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎)	発熱、頭痛、嘔吐があり、急速に重症化する場合がある。劇症例は致命率 10%、回復した場合でも 10~20%に難聴、まひ、てんかん等の後遺症が残る。	2 歳以上で任意接種として髄膜炎菌ワクチンが使用可能。日本でも集団発生し、1 人が死亡した。	医師において感染のおそれがないと認められていること。
インフルエンザ	突然、高熱がでて、3~4 日間続く。全身倦怠感、筋肉痛、頭痛、咽頭痛、鼻汁、咳を伴う。	感染が疑われる者を速やかに隔離後、全員に対して飛沫感染および接触感染対策を行う。	発症後、5 日経過しかつ解熱後 3 日を経過していること。
新型コロナウイルス感染症	飛沫感染、接触感染で感染。発熱や呼吸器症状が 1 週間前後つづくことが多く、強倦怠感を伴う場合が多い。	子どもへの感染は軽症であり、子どもを介した高齢者への伝播が問題視されている。	発症後 5 日間を経過し、かつ症状軽快から 1 日経過した場合に 6 日目から登園が可能。

② 医師の診断に従い、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

病 名	主 な 症 状	留 意 点	登園のめやす (主治医指示)
溶連菌感染症	扁桃炎、とびひ、中耳炎、肺炎、化膿性関節炎、骨髄炎、髄膜炎等様々な症状を呈する。	飛沫、接触、経口感染が主であるため手洗い等一般的な予防策が有用。	抗菌薬内服後、24~48 時間経過していること。
マイコプラズマ肺炎	咳などの風邪症状がゆっくり進行し、肺炎を引き起こす。	咳が出ている子どもにはマスクの着用を促す。	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	発熱とのどの痛みが伴う水疱が口腔内にでき、唾液が増え手や足の先、おしりにも水疱ができる。コクサッキーウイルス A6 が原因の場合は、水痘ほどの発疹が出たり、爪が剥がれたりすることがある。	回復後も飛沫からは 1~2 週間、便からは数週~数か月ウイルスが排出される。	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス感染症)	吐き気、嘔吐、下痢であり、再感染もまれではない。	ウイルスの含まれた水や食物、嘔吐物から感染する。流行期は前日に嘔吐した場合、登園を控える。	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス感染症)	5 歳までの子どものほぼ全てが感染する。主に嘔吐と下痢症状がある。(しばしば白色便)	非常に感染力が強い。毎年 10 人程が死亡している。ウイルスは便中に 3 週間排出される。	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。

伝染性紅斑 (りんご病)	軽い風邪症状の後、頬が赤くなり手足に網目状の紅斑が出る。発疹は1~2週間続く。	妊婦がかかると約10~20%の胎児に流産や胎児水腫等の影響を起こすことがあるため、発症がわかり次第、施設にすぐ連絡する。	全身状態が良好であること
ヘルパンギーナ	発症初期には高熱、のどの痛みがみられる。咽頭に赤い粘膜しんがででき水疱になった後潰瘍になる。	飛沫、接触、経口感染する。回復後も飛沫や鼻汁から1~2週間、便からは数週~数か月ウイルスが排出される。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器感染で、乳幼児で初感染した場合、重症化する場合が少なくない。感染後に免疫が得られず、再感染するが、徐々に症状は軽くなる。	治療法は確立されていない。流行期を常に把握し、流行期には、多くの人との接触を、控えるようにする。	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い事。
帯状疱疹	水痘に感染した患者が神経節に潜伏していたウイルスで発症する。軽度の痛みや違和感の後、水ぶくれが集まり、紅斑となる。	水痘の抗体を持たない者が患者に接触すると感染する可能性があるため、発症がわかり次第、施設にすぐ連絡する。	すべての発疹がかさぶたになっていること。
突発性発疹	2歳までの子どもによく見られる。3日間の高熱の後、解熱とともに紅斑が現れる。	発熱前後の起動分泌物中にウイルスが含まれる。	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと。
伝染性軟属腫 (水イボ) (※1)	米粒~小豆粒の軟らかいイボで真中がくぼんでいるものもある。治癒に数か月かかることもある。	イボをかきむしる事で弱い皮膚に水イボのウイルスがつくと感染が広がる。	かきこわした傷から浸出液が出ているときは、衣類、包帯、耐水性絆創膏などで覆うこと。
伝染性膿痂疹 (とびひ) (※1)	虫さされ、引っかき傷等に細菌がついておこる。水疱や膿ぼうが出来て破れただれ、かさぶたを作り、次々に増え広がる。かゆみを伴うことが多い。	虫さされやあせも等をかきこわさないように注意する。手洗いの励行。	かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆うこと。

※1 園の方針で追加しています。

- ※ 上記は一例ですので、その他症状に応じて医師の診断に従ってください。また、園の判断により各届出書の提出をお願いする場合があります。
- ※ その他、発熱、咳、発疹、目やに、中耳炎などは乳幼児に多い症状ですが、医師に相談の上、元気な状態で登園して下さい。
- ※ 登園後、感染症の疑いがある場合、お迎えに来て頂く旨の連絡をしますので、速やかな対応をお願いします。

- ※ 水いぼ、とびひについては、感染の可能性がないか、集団生活ができる状態であるか、主治医の指示を確認してください。
- ※ アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育教諭にお知らせください。
卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願い致します。
- ※ 感染症にご家族が感染した場合もお知らせください。
- ※ 届出書は、当園ウェブサイトよりもダウンロードが可能です。併せてご利用ください。

ご依頼



主治医 様

新甲東保育園では、感染症の種類により、医師の証明が必要な「登園可能証明書」または、医師の診断に従い保護者の届け出が必要な「登園届」のどちらかの届けを保護者よりいただいております。お手数ですが、該当欄に証明をお願いいたします。

----- 切り取り -----

登園可能証明書(医師の証明が必要) ・ **登園届**(医師の診断に従い保護者の届け

が必要)

※どちらかに○をして下さい。

新甲東保育園 園長 様

児童名

(生年月日 年 月 日)

病名〔

〕

(発症日 年 月 日) (解熱日 年 月 日)

集団生活に支障がない状態になりましたので、 年 月 日から登園可能です。園児の状態によっては、医師連絡することに同意します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保護者名

印又はサイン

※ 登園可能証明書の場合、病名・発症日・登園可能日・医師名は、必ず医師が記載してください。